

○奈良教育大学学術リポジトリの運用に関する要項

(平成 18 年 10 月 19 日規則第 92 号)

改正 平成 23 年 3 月 24 日規則第 22 号 平成 26 年 3 月 20 日規則第 15 号

令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等 令和 6 年 1 月 31 日教育大要項等

第 1 趣旨

奈良教育大学図書館(以下「図書館」という。)において運用する奈良教育大学学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)に関する事項は、この要項の定めるところによる。

第 2 定義

この要項において「リポジトリ」とは、奈良教育大学(以下「本学」という。)の職員及び学生が作成に関わった教育・研究成果を収集・登録・蓄積し、学内外に広く公開して社会に還元することにより、教育・研究の発展に資するためのシステムをいう。

第 3 登録者

リポジトリに教育・研究成果を登録することができる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある職員及び学生
- (2) (1)に掲げる者を構成員に含む団体
- (3) その他本学図書館長が特に認めた者

第 4 教育・研究成果の公開要件

リポジトリにより公開することができる教育・研究成果は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 登録者が、本学在籍中に、単独又は他の者と共同で作成した教育・研究成果であること。
- (2) 次に掲げる事項について、法令上及び本学内諸規程並びに社会通念上問題が生じないものであること。
 - ア 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
 - イ 情報セキュリティに関する事項
 - ウ 守秘義務に関する事項
- (3) その他公開することについて問題が生じないものであること。

第 5 登録の申請

リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、図書館に登録の申請を行うものとする。

第 6 申請された教育・研究成果の利用

1 図書館は、以下の方法により、リポジトリに登録された教育・研究成果を恒久的に利用することができる。

- (1) 当該教育・研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を無償で公開する。
- (3) 複製物の保全及び利用のために必要な複製・媒体変換を行う。

(4) 学内外で公開されている他のデータベースと相互の連携を図るため、メタデータ及びリンク情報を提供することがある。

2 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果の利用については、以下のことを遵守する。

(1) 前項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。

(2) ネットワークを通じて教育・研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう次の内容を周知する。

・教育・研究成果の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならないが、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はない。

第7 教育・研究成果の著作権と利用許諾

1 登録者は、リポジトリに登録しようとする教育・研究成果について、第6第1項に掲げる教育・研究成果の利用について、図書館に許諾するものとする。

2 登録者は、登録者以外に当該教育・研究成果の著作権を有する者(共著者等)が存在する場合、第6第1項に規定する利用を許諾することについて、予め同意を得ておくものとする。

3 登録者は、当該教育・研究成果に第三者の権利が関わる場合、第6第1項に規定する利用について、関係者の許諾を得ておくものとする。

4 教育・研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

第8 登録された教育・研究成果の抹消・非公開化

図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された教育・研究成果の登録を抹消又は非公開とすることができる。

(1) 登録者が、理由を付して登録抹消又は非公開の申請を行った場合

(2) 本学図書館長が公開を不相当と判断し、抹消又は非公開とすることを決定した場合

第9 雑則

この要項に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

この要項は、平成18年10月19日から施行する。

附 則(平成23年3月24日規則第22号)

この要項は、平成23年3月24日から施行する。

附 則(平成26年3月20日規則第15号)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日教育大要項等)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月31日教育大要項等)

この要項は、令和6年1月31日から施行する。